

那須烏山市庁舎整備基本構想（素案） 見直し方針

令和4年7月

那須烏山市 総合政策課 庁舎整備推進室

目次

I 見直しの趣旨	1
(1) これまでの検討経過	1
① 基本構想（素案）の策定・検討（H29. 10～R1. 9）	1
② 住民説明会の開催・神長地区の検討（R1. 10～R2. 5）	1
③ 市議会 庁舎整備検討特別委員会における検討（H30. 6～R2. 3）	1
④ 庁舎整備検討用資料作成支援業務の委託（R2. 8～R3. 3）	2
⑤ 市議会 庁舎整備検討特別委員会への報告（R3. 4～6）	2
⑥ 市議会 庁舎整備検討特別委員会からの要望書の提出（R3. 6）	2
(2) 見直しの表明	2
① 令和3年6月議会 一般質問答弁	2
② 令和3年12月議会 一般質問答弁	2
③ 令和4年3月議会 一般質問答弁	3
見直す理由（まとめ）	4
II 見直しの基本的考え方	5
(1) 踏まえるべき視点	5
① 2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過	5
② 庁舎整備等検討委員会における委員意見（H29. 10～H31. 3）	6
③ 庁舎整備等検討委員会の付帯意見（R1. 9）	6
④ 市議会 庁舎整備検討特別委員会の中間報告書（R2. 3. 30）における議員意見	7
⑤ 本市を取り巻く社会情勢の変化	8
⑥ 本市の財政状況	8
(2) “庁舎整備は何のために行うのか”の原点の再確認	9
① 災害発生時の災害復旧拠点・防災拠点としての重要性	9
② コンパクトシティを念頭に置いた都市再生（市街地再生）の実現	9
③ 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎の実現	9
④ 市民との協働や市民の交流が図れる庁舎の実現	9
⑤ SDGsに配慮した環境にやさしい庁舎の実現	9
III 現行素案の課題・見直しのポイント	10
(1) 庁舎整備とまちづくりの一体的な検討	10
《見直しのポイント》	
① 4庁舎の今後の取扱いについての具体的な方向性の検討	10
② 庁舎規模の再検討	12
③ 「南那須市街地」と「烏山市街地」の今後のまちづくりの具体的な方向性の検討	13
(2) 市民意見や意向の把握の充実・合意形成の方策の検討	15
IV 見直しの手法	15
(1) 庁内検討体制	15
(2) 庁舎整備等検討委員会の関わり方	15
(3) 市議会との合意形成	15
V 見直しの主なスケジュール（予定）	16
別紙資料1 2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過（詳細資料）	17
別紙資料2 那須烏山市庁舎整備等検討委員会（H29. 10～H31. 3）の主な意見	21
別紙資料3 庁舎整備検討に係る中間報告書（R2. 3. 30 市議会庁舎整備検討特別委員会）	23

那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）見直し方針

R4. 7. 4 総合政策課 庁舎整備推進室

I 見直しの趣旨

(1) これまでの検討経過

① 基本構想（素案）の策定・検討（H29.10～R1.9）

本市では、平成17年10月1日に那須烏山市が誕生して以来、それぞれの行政庁舎を活用した分庁方式による行財政運営が行われていたが、両庁舎とも老朽化や耐震不足が指摘され、災害・防災対策や災害復旧の拠点である行政庁舎の在り方が問われ、喫緊の課題となっていたことを受け、市総合計画をはじめ、土地利用計画、都市計画マスタープランなど各種計画に位置付けられた「新本庁舎の整備等」を検討するため、平成29年10月に学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民等による「那須烏山市庁舎整備等検討委員会」を組織し、「分庁方式から本庁方式への早期移行」を踏まえながら、「公共施設の複合化等を視野に入れた求められる行政庁舎像」を調査研究しつつ、既存施設の活用等も含めた「新本庁舎の整備等」の基本的な考え方、機能、規模、立地等について、市職員で構成する「那須烏山市土地利用・都市構想等検討プロジェクトチーム」が策定した「那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）」の調査及び検討を行い、計4回の審議の上、同プロジェクトチームにおいて最も評価の点数が高かった「中央公園」に新築で庁舎を整備する方針について、令和元年9月にこれを「基本的に了」とする答申がされた。

② 住民説明会の開催・神長地区の検討（R1.10～R2.5）

これを受け、令和元年10月2日～11月27日にかけて、市内12の会場で住民説明会を開催したところ、参加者から様々な質問、意見、要望などが寄せられ、その中で新庁舎の整備場所として「神長地区（消防署周辺）」を検討して欲しい旨の意見が多く寄せられたことを受け、令和2年2月～3月にかけて、市職員によるプロジェクトチームにおいて庁舎整備基本構想（素案）で示している「中央公園」と「神長地区」における比較検討を行い、その結果、評価の点数が高かった「中央公園」に庁舎を整備することを決定し、検討結果を同年5月の広報那須烏山に掲載し周知した。

③ 市議会 庁舎整備検討特別委員会における検討（H30.6～R2.3）

市議会においては、本市に相応しい庁舎整備の在り方の調査研究を進めるため、平成30年6月に「庁舎整備検討特別委員会」が設置され、令和2年3月までに計8回の委員会を開催し、庁舎整備基本構想（素案）も踏まえた各委員の庁舎整備に関する考え方や意見等を集約した中間報告書が同年3月30日付けで市長に提出された。

なお、同報告書では、位置はいずれにしても、新築における本庁方式への移行については、委員17人のうち12人が賛成と回答している一方、整備の時期については、合併特例債の期限にこだわらず慎重に検討すべきとする回答が10人いることから、「今後も、庁舎の位置、広域行政の保健衛生センター及び那須南病院の整備等を踏まえた長期的な財政計画、防災拠点としての機能強化、複合機能の具体化など、各委員の意見を参考として市民にも十分理解が得られるよう慎重に整備計画を進められたい」との意見が付されていた。

④ 庁舎整備検討用資料作成支援業務の委託（R2. 8～R3. 3）

上記の経過に伴い、執行部では、庁舎整備基本構想（素案）を踏まえ、庁舎整備候補地における敷地分析、計画内容の検討及び設定、概算工事費など基本構想成案に向けての基礎資料を作成するとともに、市議会の庁舎整備検討特別委員会からの中間報告書で出された意見等を調査研究し、考え方を整理するため、「庁舎整備検討用資料作成支援業務」を専門業者に委託した。

⑤ 市議会 庁舎整備検討特別委員会への報告（R3. 4～6）

執行部では、上記「庁舎整備検討用資料作成支援業務」の結果について、令和3年4月に市議会の庁舎整備検討特別委員会に報告した。

また、同年6月には、「中央公園に庁舎を整備した場合の概算事業費」及び4月に報告した「庁舎整備検討用資料作成支援業務」に関する質問に対する回答をまとめた「庁舎整備検討用資料作成支援業務質疑一覧」を同特別委員会に報告した。

⑥ 市議会 庁舎整備検討特別委員会からの要望書の提出（R3. 6）

令和3年6月に市議会の庁舎整備検討特別委員会として議論してきた内容が取りまとめられ、市長に要望書が提出された。

《要望事項の主な内容》

- ・特別委員会は13回開催し、調査研究を進めてきたが、各議員の意見は様々で集約することができなかった。
- ・今後は、庁舎整備基本構想の素案を案として速やかにパブリックコメントを実施すること。
- ・その後、「那須烏山市の事務所の位置等に関する条例」の改正をできるだけ早い時期に市議会に提出すること。

(2) 見直しの表明

① 令和3年6月議会 一般質問答弁

《沼田議員に対する市長答弁》

- ・昨年度に実施した「庁舎整備検討用資料作成支援業務」では、庁舎整備に関する概算工事費の一部が示されるとともに、中央公園に整備した場合の現状と課題が明らかになったところ。
- ・こうした分析結果を十分に踏まえ、議員各位に示した庁舎整備基本構想（素案）については、見直し等も含め、再検討が必要ではないかと考えている。

② 令和3年12月議会 一般質問答弁

《滝口議員に対する市長答弁》

- ・庁舎整備基本構想については、烏山庁舎、南那須庁舎、水道庁舎、保健福祉センター内に従事する職員全員を新庁舎に集約する内容となっているが、行政サービスの維持や災害時におけるリスク分散の観点から必要最小限の支所機能が必要ではないかとの意見がある。

- ・また、デジタル化の推進により行政事務のスリム化が進んでくると考えられるので、こうした新たな視点を踏まえた検討も必要だと思っており、現在、時間をいただき、庁舎の規模等に関して再検討を行っているところなので、御理解をお願いしたい。

《中山議員に対する市長答弁》

- ・新庁舎建設については、現在、基本構想（素案）の見直しを行っているところである。これまで進めてきた厳しい財政状況の立て直しの中で、庁舎整備基金は15億円を積み立てしたほか、その他の基金も積み増しをするなど、庁舎整備の財源確保に向け、計画的に準備を進めているところである。建設に当たっては、積み立てた各種基金の活用をはじめ、国・県の有利な財政支援措置の活用に努める所存である。

《堀江議員に対する市長答弁》

- ・ネックとなっているものは、今のコロナの状況や災害の起こったことにより、いろんな意味での状況が変わってきていることもある。
- ・また、職員の適正な人数、そういうものも検討していただきたいとの話や、本当に庁舎だけでいいのかという意見も聞いているので、いろんな意味での庁舎の在り方についても、検討したいと思っている。

《菊池総合政策課長答弁》

- ・市長のほうの答弁にもあったように、最低限の支所機能や中央公園の今現在ある体育館等の代替施設もどうするかというところも踏まえて検討していくことで調整している。

③ 令和4年3月議会 一般質問答弁

《堀江議員に対する市長答弁》

- ・庁舎整備については、市民の利便性に配慮した支所機能の設置や行政事務のスリム化、そして烏山体育館の代替施設の検討など、市民に分かりやすく説明するための内容の精査が必要であると感じ、現在時間をいただき、庁舎の規模や総事業費等について再検討を行っているところである。

見直す理由（まとめ）

- ・ 庁舎整備については、市議会議員だけでなく、市民の中でも様々な意見があり、これは、庁舎整備の必要性について、十分な共通認識に立てていないことが大きな要因であり、今一度、庁舎整備等検討委員会の委員意見や付帯意見並びに市議会庁舎整備検討特別委員会の議員意見を踏まえ、“庁舎整備は何のために行うのか”の原点に立ち返り、丁寧な議論と手続（プロセス）をもって、着実に庁舎整備を成し遂げる必要がある。
- ・ 庁舎の必要性についての市民の理解や合意形成が重要で、庁舎だけで議論を進めるのではなく、市民の利便性に配慮した支所機能の設置や現実的かつ身の丈に合わせた観点で庁舎規模を精査するとともに、まちづくりの観点から、どのように公共施設を統合・再配置していくかについて、一体的に検討し、市民に分かりやすく説明できる内容にしなければならない。
- ・ また、近年の社会情勢の変化（災害を通じた防災拠点の重要性・コロナ禍によるデジタル化の推進）を踏まえた新たな視点でも検討する必要がある。

II 見直しの基本的考え方

(1) 踏まえるべき視点

① 2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過

■ 合併協定書 (H17. 2. 25)

4 新市事務所の位置

(3) 新庁舎の建設の是非及び整備等は、新市に委ねるものとする。

■ 新市建設計画 (H17. 2)

第8章 新市における公共施設の適正配置・整備

2. 新市における統合整備に関する基本的な考え方

(1) 行政庁舎

・・・、新市庁舎等については、・・・新市において検討を進めます。

■ 総合計画 基本構想 (H20. 3)

II 那須烏山市の将来像

3 都市構成の基本的な考え方

(2) 将来都市構造

烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

◇新本庁舎等の・・・都市拠点機能の配置や、J R 駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

◇宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、J R 駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア。

※総合政策審議会 答申 (H19. 7. 10)

2 都市構成の基本的な考え方 (将来都市構造)

烏山市街地においては、・・・都市活動拠点エリアに相応しいものと認識できることから、将来における新本庁舎の位置すべきところは、都市活動拠点エリアとすることを尊重されたい。

■ 都市計画マスタープラン (H20. 3)

第4章 全体構想

4. 都市施設整備の基本方針

(6) 公共公益施設整備の基本方針

- ・ 新本庁舎整備については、烏山市街地における配置を図ります。
- ・ 南那須市街地においては、本庁方式移行後の・・・支所機能の配置と・・・

■ 第2次総合計画 基本構想 (H30. 3)

那須烏山市の将来像

III 都市構成及び土地利用の基本的な考え方

3 将来都市構造

烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

◇新本庁舎等の・・・都市拠点機能の配置や、J R 駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

◇宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、J R 駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア。

※その他詳細は別紙資料1のとおり。

② 庁舎整備等検討委員会における委員意見（H29.10～H31.3）

三橋委員長

- ア 庁舎整備は色々難しい問題はあるが、実現のためには市民の理解が一番大切でこれに尽きる。
- イ 那須烏山市における庁舎整備のベストの案を皆さんと探って市民に示し、市民の理解を得て決めていくプロセスが大切である。
- ウ 肝心なことは住民の方が庁舎は必要だという合意形成が重要である。庁舎整備は、首長の選挙の争点になる可能性もあり、場合によっては頓挫するおそれがあり、そういう意味でもじっくり検討し、着実に進める必要がある。

委員意見

別紙資料2のとおり。

③ 庁舎整備等検討委員会の付帯意見（R1.9）

- ア 人口減少等を踏まえ、人口に見合ったコンパクトな庁舎整備を検討する必要がある。また、庁舎整備の立地場所は、まちづくりと一体的に考える必要がある。
- イ 新庁舎の整備を優先するのであれば、整備に合わせて、市民ニーズの高い施設の複合化や公共施設の集約化を図ってほしい。
- ウ 建物が持つ補助的な機能としてシンボル性も必要と考える。市の歴史、文化、市民のアイデンティティを庁舎で表現し、市民に親しまれることも必要である。基本方針に「那須烏山らしさ」を追加してほしい。
- エ 県内外から来た方や外国の方が来庁した際、那須烏山市を発信できるような特色のある記憶に残るものとしてはどうか。また、場所についても100年先のことまで考えて選定する必要がある。
- オ 中央公園における災害対策・防災拠点としての安全性は懸念されると思う。東側の法面対策はなされているが、安全性を踏まえた場合、建て方を考慮する必要がある。安全性の担保を図ってほしい。
- カ 烏山庁舎、南那須庁舎、保健福祉センター及び水道庁舎の4つの庁舎をまとめた本庁方式とした場合に延床面積が6,000㎡必要ということだが、4つの庁舎を全部建替える必要があるか十分に検討されたい。
- キ 庁舎整備に関しては、多額の費用を要するため、市民との合意形成を図ってほしい。

④ 市議会 庁舎整備検討特別委員会の中間報告書（R2. 3. 30）における議員意見

(1) 新築による本庁方式への移行について（場所はいずれにしても）

- ① 賛成 12人
- ② 反対 2人
- ③ その他 3人

(2) 新庁舎の整備時期について

- ① 合併特例債の期限内に整備すべき 7人
- ② 期限にこだわらず慎重に検討すべき 10人
 - 市民との対話が十分なされていない。議論を重ねられんさせていく過程が不十分。
 - 合併特例債は、庁舎整備への適用にこだわらず、本市に必要な他事業への活用も検討し、新庁舎整備に関しては、時期に固執せずに慎重に議論すべきである。

(3) 庁舎整備に際しての条件及び自由意見等

- 広域事業も喫緊の課題である。プライオリティを明示すべき。
- 本市の地理的な事情を考慮すれば、中心である神長が市民全体の利便性等を鑑みても候補地として相応しいとの意見が多い。しかし、現在の中央公園内に在る公共施設の代替案も具体的に提示されず、複合施設化といっても何をどのように、どれくらいの規模で併設するかについても提案も議論も進んでいない。
- 庁舎整備に関して、このような混乱を招いたのは、執行部の新聞発表の仕方にあると考える。具体的な建物の構造（多機能面、他公共施設との複合化等）を早くから示すべきだった。将来的な人口減少、財源不足等の市民の不安を払拭できたのではないか。例えば、議場は年4回しか使わないのであれば、議会が開催されていないときは、コンサート会場や発表会の場所として提供できるような作りにする。
- 庁舎が最優先なのか議論が不足しているのではないか。
- 原案の評価方式については疑問に思う点があるのも事実。南那須地区の意見は南那須庁舎活用か神長地区が多いのが現実。
- 場所の問題も大切だがどんな庁舎にすべきかがさらに大切だと思う。議場を工夫し市民の要望が多い市民ホールと兼用する方式の採用や庁舎内通路やホールを工夫して展示会場兼民俗資料館、図書館分館の窓口業務などを併設する費用に充てること。
- 現在、庁舎以外にも多くの公共施設が老朽化して、使用に耐えられないものも数多くある。中央公園にある烏山体育館、公民館については、烏山地区の多くの市民が利用している施設であり、庁舎だけでなく、市民の要望の多い公民館（できれば体育館）の複合施設の整備を早急に実施すべきである。
- 中央公園ありきではなく柔軟な発想で再考願いたい。併せて複合施設も含めて具体的なビジョンと費用等についても提示されるようお願いしたい。
- 確かな事業費総額を算出すべきである。
- 人工知能AIの時代が到来し、5年後には知的事務事業まで登用される。そこで、市職員の削減が必要になり、それに応じた庁舎面積を考慮し、事業費縮減を図る。
- 位置を神長とするなら、南那須に支所を置く必要がなく、経費節減につながる。

※その他詳細は、別紙資料3のとおり。

⑤ 本市を取り巻く社会情勢の変化

ア 令和元年東日本台風による被害・教訓

令和元年10月に発生した「令和元年東日本台風」では、本市においても、那珂川・荒川・江川が氾濫するなど、市内各地に大きな被害が発生し、この教訓を踏まえ、災害時における防災拠点の考え方を再考する必要性が生じている。

イ 新型コロナウイルスの流行・デジタル化の進展

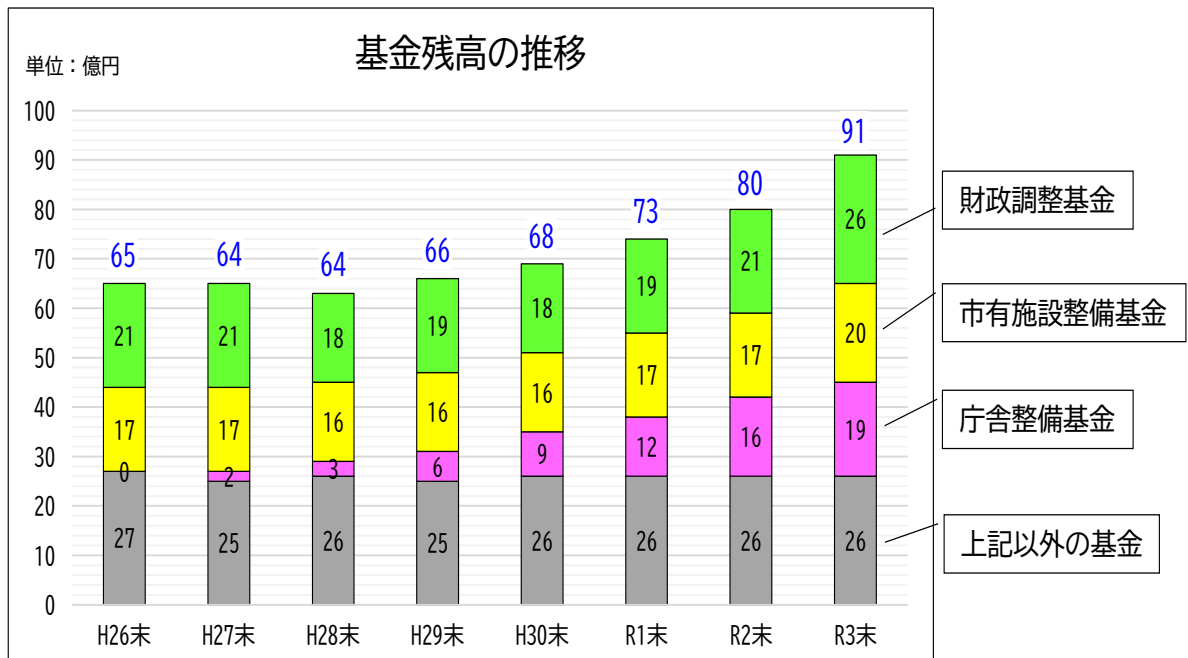
令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、人々のライフスタイルや働き方などが大きく変化した。急速に社会全体のデジタル化が進展し、テレワークやオンライン会議が推進されるとともに、行政手続のオンライン化により、これまで対面が当たり前であった各種行政サービスは必ずしも対面で提供する必要はなくなるなど、ICT及びネットワークでつながる社会が到来し、今後ますます拡大すると見られる中こうした社会変化に対応できる庁舎機能が求められるようになってきている。

⑥ 本市の財政状況

本市の財政状況については、自主財源に乏しく、財源確保が厳しい現状にあり、「選択と集中」の考え方を基本とした効率的な行財政運営が強く求められている。

一方で、庁舎を始めとした公共施設の再編については、その財源確保のため、これまで着実・確実に基金を積み立てていることから、厳しい財政状況ではあるが、基金の目的に沿って計画的に事業を進めていく必要がある。

〔参考〕



※庁舎整備基金（H28. 3. 2 設置）

(2) “庁舎整備は何のために行うのか”の原点の再確認**① 災害発生時の災害復旧拠点・防災拠点としての重要性**

行政庁舎は、災害時においては、災害対策本部となり、災害情報の収集・発信、対策の指揮と、実行、救援、救護等の災害応急活動等を行う拠点（＝防災拠点）として、市民の生命・財産を守るための災害時の応急対策業務を着実にを行うとともに、継続する必要性の高い通常業務の早期再開に向け、速やかな復旧・復興に努めなければならない。

経年劣化で未耐震の現庁舎においては、この重要機能に支障を来たすおそれがある。

② コンパクトシティを念頭に置いた都市再生（市街地再生）の実現

人口流出による中心市街地の空洞化・形骸化を抑制するため、庁舎を中心に公共施設や商業施設等を集約し、都市機能を強化することにより、市民が安心して生活を送ることができる空間を整備することにある。（どのような都市計画を描くかと連動する。）

③ 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎の実現

市民が利用しやすいよう窓口部門の集約化・ワンストップ化を図るとともに、相談窓口や待合ロビー（ラウンジ）を確保するなど、機能的かつバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設を整備し、高齢の方や障がいのある方、子ども連れなど誰もが不自由なく利用できる施設である必要がある。

④ 市民との協働や市民の交流が図れる庁舎の実現

市民協働のまちづくりを推進するため、市民交流や市民活動の場を設けるとともに、市民と職員が気軽にコミュニケーションを図れる環境を実現し、市民が活躍する開かれた施設である必要がある。

⑤ SDGsに配慮した環境にやさしい庁舎の実現

環境への負荷軽減や、ライフサイクルコストの低減を図り、持続可能な社会やカーボンニュートラルの実現に寄与する施設である必要がある。

Ⅲ 現行素案の課題・見直しのポイント

(1) 庁舎整備とまちづくりの一体的な検討

本市は、「南那須市街地」と「烏山市街地」の2つの都市核を有する2極分散型の都市構造の下、2つの市街地の適正な機能分担・連携の強化、居住環境の向上や産業の振興に資する土地利用の誘導、市内や都市間の交流・連携を高める連携軸の整備により、市域の一体的発展の形成に努めることとしている。

また、地域の特性や人口規模に見合った都市基盤の整備、生活サービス機能の集約と確保、公共ネットワークの形成等により利便性の高いまちづくりを進めることとしている。

この基本的な考え方を踏まえ、庁舎整備については、まちづくりと一体的に考える必要があり、新市建設計画、総合計画、都市計画マスタープランなどこれまでの各種上位計画で位置付けし、積み上げてきた議論に即しながら、10年後・20年後の両市街地の状況を見据えつつ、「市民にとって暮らしやすいまちづくり」や「コンパクトシティの形成」を念頭に置き、かつ、「那須烏山市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、どのように公共施設を統合・再配置していくか、庁舎を含めた統合再編後の公共施設の具体的な配置姿（＝まちづくりのランドデザイン）を示す必要がある。

なお、庁舎整備に合わせて、「市民ニーズの高い施設の複合化や公共施設の集約化を図ってほしい」とのいうのは、庁舎整備等検討委員会の付帯意見にもあるほか、議員意見にも集約されている。

《見直しのポイント》

① 4庁舎の今後の取扱いについての具体的な方向性の検討

「那須烏山市公共施設等総合管理計画」における4庁舎の今後の方針は、次のとおりとなっていることを踏まえ、これに基づく具体的な方向性の検討を進める。

- 本庁方式への早期実現に向け、本庁舎整備の優先的な検討を進める。
- 老朽化が顕著な烏山庁舎、南那須庁舎は、本庁舎への移転後に用途廃止し、解体撤去による財産処分を含め、効果的な跡地利用の検討を行う。
- 保健福祉センターについては、行政サービスの維持の観点から、保健・福祉施設の機能を維持しつつ、市役所の支所機能及び災害時における避難所機能を兼ねた運用をすることとし、計画的な維持管理による施設の長寿命化を図る。
- 水道庁舎については、新耐震基準ではあるが、豪雨により建物が浸水する問題があるため、本庁舎への移転、既存施設の大規模修繕、別地での新築など、状況を踏まえながら検討を行う。

〔南那須地区における支所機能の在り方〕

基本構想（素案）策定後に発生した「令和元年東日本台風」による被災など災害が多発する昨今においては、災害時における必要な行政サービスの維持やリスク分散の観点から、市役所の支所機能は、本庁舎を補完する出先機関という役割から、本庁業務のバックアップ機能や地域の防災拠点としての機能を兼ね備える必要がある。

「那須烏山市地域防災計画」において、保健福祉センターについては、既に、次のとおり位置付けられ、必要な整備を図ることとなっていることを踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたデジタル化・行政手続のオンライン化

は今後ますます拡大する中において、南那須地区における保健福祉センターの位置付け・役割を再度整理し、南那須市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性の検討につなげる。

那須烏山市地域防災計画

風水害等対策編（震災対策編）

第1章 予防

第16節（第14節） 防災拠点の整備

第2 災害対策活動拠点の整備

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 市災害対策本部

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所烏山庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の整備充実など、必要な整備を図る。

なお、当該拠点となる市役所烏山庁舎が未曾有の災害に被災し、災害対策本部としての機能を果たせない場合の代替施設として、保健福祉センターをサブ拠点に位置付けをし、当該施設においても本部機能を十二分に果たすことが出来るよう、太陽光発電設備、蓄電池設備の充実など、必要な整備を図る。

(2)~(4) 略

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる市役所烏山庁舎については、計画的に整備を推進する。

加えて、サブ拠点となる保健福祉センターにおいても、逐次、整備を推進していくものとする。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 市防災行政無線（同報系・移動系）
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

〔烏山庁舎・南那須庁舎の耐震不足に伴う当面の方向性〕

烏山庁舎・南那須庁舎については、「那須烏山市公共施設等総合管理計画」における4庁舎の今後の方針では、「本庁舎への移転後に用途廃止」となっているが、行政庁舎は、非常時に大切な市民と命と財産を守る「災害対策等の司令塔施設」として必要不可欠な役割を担わなければならない、いつ起きるか分からない不測の事態に備える必要性を念頭に、施設や設備が老朽化し、耐震性が不足している両庁舎を庁舎整備が完了するまでこのままでいいのかは真剣に考える必要がある。

特にIs値が一部0.3を下回り、震度6以上の大地震が発生した場合に“倒壊又は崩壊”の危険性が高い「南那須庁舎」の今後の方向性については、南那須地区における保健福祉センターの位置付け・役割の明確化と併せて、早々に方針を打ち出す必要がある。

〔今後の庁舎方式の在り方〕

新市建設計画、総合計画、都市計画マスタープランなどこれまでの各種上位計画で位置付けし、積み上げてきた議論に即し、基本は、行財政運営の効率化や今後の人口減少を踏まえ、本庁機能をできる限り1箇所に集中配置する本庁方式を見据えるが、本市の都市構造の特性を踏まえ、災害時におけるリスク分散などの観点での南那須地区における支所機能の位置付け・役割の明確化・今後のまちづくりの具体的な方向性の検討とともに、今後の庁舎方式の在り方を明確化する。

② 庁舎規模の再検討

〔当面の職員数の想定〕

職員の設定管理の方向性及び目標値を定める「那須烏山市定員適正化計画」では、令和4年度まで「正規職員・再任用職員を含めた職員数が250人となることを基準として、定員管理を行う」こととされている。

令和4年度に次期計画の策定作業を行うことから、当該策定作業における目標値を踏まえつつ、今後の人口減少等を加味した必要職員数を想定する。

〔本庁舎に勤務する職員数の想定〕

上記に加え、南那須地区における「保健福祉センター」の位置付け・役割を明確化するとともに、市民の利便性に配慮した支所機能の規模を明確化すること並びに「水道庁舎」の今後の取扱いについての具体的な方向性を明確化することにより、本庁舎に勤務する現実的な職員数を想定する。

〔庁舎規模の精査〕

少子高齢化に伴う人口減少とともに、4庁舎の今後の方向性の検討や上記に基づく職員数の想定を踏まえ、本庁舎に必要な延床面積を見極め、将来的な組織の新設統廃合にも柔軟に対応できるよう配慮しつつ、現実的かつ身の丈に合わせたコンパクトな視点で庁舎規模を再検討する。

③ 「南那須市街地」と「烏山市街地」の今後のまちづくりの具体的な方向性の検討

〔南那須市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性〕

現在策定中の「那須烏山市立地適正化計画」における南那須市街地の将来像は、次のとおりとなっていることを踏まえ、これに基づく具体的な方向性の検討を進める。

- 大金駅を中心に、市域西部の生活を支える拠点形成を図る。
- 宇都宮方面との近接性を活かした住みやすい定住拠点としての機能向上を図る。
- 大金駅を中心とした公共交通ネットワークの充実を図る。

【南那須庁舎の跡地利用の方向性】

南那須市街地における今後のまちづくりの課題を整理しながら、住みやすい定住拠点としての機能向上を図るための拠点整備の検討を進める。

〔烏山市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性〕

現在策定中の「那須烏山市立地適正化計画」における烏山市街地の将来像は、次のとおりとなっていることを踏まえ、これに基づく具体的な方向性の検討を進める。

- 烏山駅から歩いて利用できる範囲に公共施設等の集積によるコアとそれらをネットワークする軸を位置付ける。
- 将来像に整合させた誘導区域を設定し、コンパクトで利便性の高い市街地形成を目指す。

【本庁舎の立地場所の方向性】

市街地において、買収を伴わずにあれだけの広い公有地が確保できるのは中央公園以外には見当たらず、現在策定中の「那須烏山市立地適正化計画」においても、中央公園の敷地については公共施設の集約地として適地であり、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと期待されることから、令和元年9月の庁舎整備等検討委員会においても、本庁舎の立地場所を中央公園とする答申があったところであるが、身の丈に合わせた庁舎規模の精査や中央公園に立地する烏山公民館、烏山体育館等の代替施設をどうするかといった検討の中で、改めて検証の上再考する必要がある。

【周辺公共施設の集約化・複合化の方向性】 【烏山庁舎の跡地利用の方向性】

「那須烏山市公共施設等総合管理計画」における烏山公民館、烏山体育館、烏山図書館、資料館及びこども館の今後の方針は、次のとおりとなっていることを踏まえ、烏山庁舎跡地の有効活用も見据え、これに基づく具体的な方向性の検討を進める。

【烏山公民館】

- 老朽化が顕著な公民館3施設（烏山公民館・境公民館・七合公民館）については、市の指定緊急避難所に指定されていることから、代替機能の確保に配慮しつつ、その他公共施設との複合化による集約化を検討する。
- 烏山公民館については、集約化された後に解体撤去のうえ整地化し、効果的な跡地利用を図る。

【烏山体育館】

- 耐震基準を満たしていない烏山体育館、野上体育館については、統合再編による集約化を検討する。統合に際しては、その時の状況を十分に踏まえ、利用者に不便を来たさぬよう代替機能の設置に配慮する。
- 集約後に未利用となった体育館については、解体撤去による財産処分を含め、効果的な跡地利用の検討を行う。

【烏山図書館】

- 老朽化が顕著な烏山図書館（学習室機能を含む。）については、南那須図書館との役割分担を明確化したうえで、その他公共施設との複合化による集約化を検討する。集約化された後に解体撤去のうえ整地化し、効果的な跡地利用を図る。

【資料館】

- 資料館の整備については、烏山城跡の国史跡指定後に検討されるガイダンス施設の整備に際し、資料館機能及び図書館機能を併設した複合化を含め検討する。

【こども館】

- こども館については、その他公共施設との複合化による移転を検討する。
- 移転後に未利用となった施設については、解体撤去による財産処分を含め、効果的な跡地利用の検討を行う。

(2) 市民意見や意向の把握の充実・合意形成の方策の検討

庁舎整備については、市民の身近な問題で重大な関心事であるとともに、10年後・20年後の将来につながる非常にデリケートな問題であることから、庁舎整備の考え方を示しながら、市民の意見や意向を把握するとともに、市議会からの意見も十分に考慮し、丁寧な合意形成を図ることが重要である。

市民に対しては、令和元年7月～9月の広報特集や同年10月～11月の住民説明会及びその結果を載せた令和2年2月及び同年5月の広報などを通じ、説明はしているものの、市議会の庁舎整備検討特別委員会の中間報告書（R2. 3. 30）における主な議員意見にもあるとおり、まだまだ市民の理解が進んでいないと思慮される。

よって、今般、所要の見直しを行うことも踏まえ、改めて、市民意見や意向の把握に努めるとともに、合意形成を図ることとする。

IV 見直しの手法

(1) 庁内検討体制

現在の庁舎整備構想（素案）については、庁内組織である「土地利用・都市構想等検討プロジェクトチーム」を組織し、策定作業を進めてきたが、今般の見直し・再検討に当たっては、庁内関係課の職員を中心としつつ、各課局のヒアリングを行いながら現状及び課題を把握した上で対応策の検討を進める。

その上で、庁舎整備基本構想については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定でもあり、また、庁舎整備に関連する他公共施設の統廃合とも密接な関係があることから、当面の見直し・再検討案については、副市長・各課局長で構成する公共施設等再編整備検討委員会に諮り、全庁的な合意形成を図っていくこととする。

(2) 庁舎整備等検討委員会の関わり方

庁舎整備等検討委員会の付帯意見や、改めて市民や市議会からの意見その他社会情勢の変化を踏まえて、現在の庁舎整備構想（素案）を見直すことから、庁舎整備等検討委員会に再諮問し、調査及び検討を行ってもらうこととする。

(3) 市議会との合意形成

市議会からの意見も十分に考慮し、丁寧な合意形成を図ることが重要であることから、見直しの検討の過程においては、折々で報告・意見聴取を行うなど進め方を工夫して合意形成に努めることとする。

V 見直しの主なスケジュール（予定）

年度	内容
令和4年度 前半	<p>庁舎整備基本構想（素案）見直し方針の作成・決定</p> <p>市議会への報告・意見聴取</p> <p>庁内における意見、要望等の整理</p>
後半	<p>見直し方針等に関する市民等からの意見聴取</p> <p>候補地に関する都市計画等の識者からの意見聴取</p> <p>市民等における意見、要望等の整理</p> <p>市議会への報告・意見聴取</p>
令和5年度 前半	<p>庁舎整備等検討委員会へ再諮問（基本構想（素案）の見直し）</p> <p>庁舎整備等検討委員会での調査検討</p> <p>庁舎整備等検討委員会からの答申</p> <p>市議会への報告・意見聴取</p> <p>※答申や市議会の意見を踏まえ、構想素案から構想案へ内容を精査</p> <p>庁舎整備基本構想（案）の決定</p> <p>市議会への報告</p>
後半	<p>庁舎整備基本構想（案）のパブリックコメントの実施</p> <p>市議会への報告・意見聴取</p> <p>※パブコメ結果や市議会意見を踏まえ、構想案から構想へ内容を精査</p> <p>庁舎整備基本構想の決定</p> <p>市議会への報告・公表</p>
令和6年度	基本計画
令和7年度	基本設計
令和8年度	実施設計
令和9年度～10年度	施工

2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過

■ 合併の目的・合併の効果

- ◎行政のスリム化・経費削減（行財政運営の効率化）
- ◎合併特例債等の支援制度を活用した重点的な投資による施設整備の推進
- ◎公共施設等の増加、広域幹線道路の整備等による住民の利便性の向上

■ 合併協定書（H17.2.25）

4 新市事務所の位置

- (1) 新市の事務所は、当面、烏山町中央1-1-1（現烏山町役場）とする。
- (2) 現在の南那須町役場は、当面、分庁舎とする。
- (3) 新庁舎の建設の是非及び整備等は、新市に委ねるものとする。

■ 新市建設計画（H17.2）

第5章 新市まちづくりの基本方針

4. 新市の土地利用構想

都市拠点エリア

○多くの人口と公共公益機能が集積する南那須市街地や烏山市街地は、行政や質の高いサービス活動等の中心的な都市空間として位置づける。

《南那須市街地》

○新市西部の生活拠点、主要地方道宇都宮烏山線・JR烏山線による宇都宮方面との連携拠点、宇都宮圏域の求心力を活かした定住促進の中心拠点、丘陵地における農業体験型観光・レジャーの拠点と位置づける。

《烏山市街地》

○新市東部の生活拠点、新市域レベルでの行政機能と商業機能の中核、広域交通（国道294号、主要地方道宇都宮烏山線・烏山御前山線、JR烏山線）連携拠点、観光促進を図る自然交流エリアの拠点、定住促進のサブ拠点と位置づける。

第8章 新市における公共施設の適正配置・整備

2. 新市における統合整備に関する基本的な考え方

(1) 行政庁舎

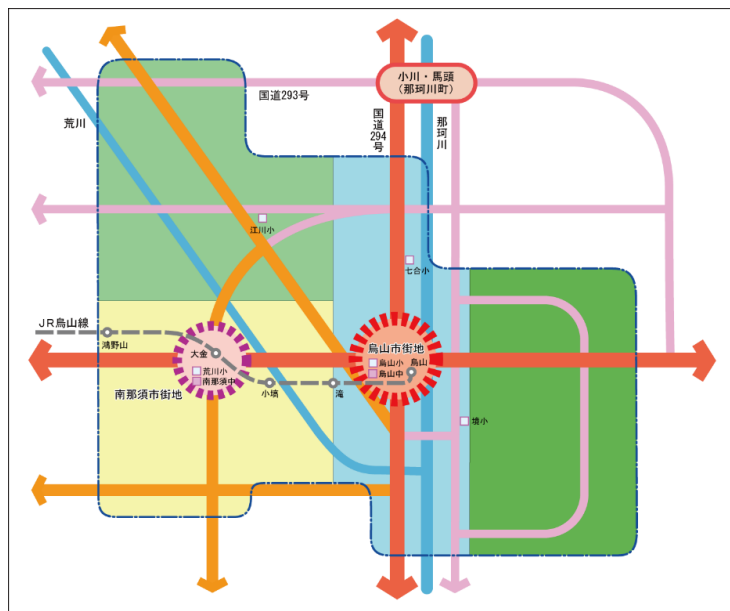
当分の間、既存庁舎を活用することから、行政業務や住民サービスに支障をきたさないよう効率的効果的な整備充実を図るとともに、新市庁舎等については、効果的なまちづくりの視点も含め新市において検討を進めます。

■ 総合計画 基本構想 (H20.3)

II 那須烏山市の将来像

3 都市構成の基本的な考え方

(2) 将来都市構造



烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

◇新本庁舎等の行政機能を含めた都市拠点機能の配置や、J R 駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア。中心市街地の再生や豊富な歴史文化資源の活用と併せ、市のシンボルとなるような都市環境を形成していきます。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

◇宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、J R 駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア。公共施設の新たな配置や土地利用の高度化などにより、本市の定住促進拠点としての環境を形成していきます。

※総合政策審議会 答申 (H19.7.10)

2 都市構成の基本的な考え方 (将来都市構造)

本市における都市構成の現状としては、・・・2つの都市核 (南那須市街地、烏山市街地) を有する2極分散型となっており、その中でも烏山市街地においては、国道294号と主要地方道宇都宮烏山線が交差、さらにはJ R 烏山線の始発駅があり広域交通連携拠点を担っており、従前より国・県の官公署が集積し、本市の中核として機能するエリア (都市活動拠点エリア) に相応しいものと認識できることから、将来における新本庁舎の位置すべきところは、都市活動拠点エリアとすることを尊重されたい。

しかしながら、新本庁舎の建設にあたっては、行財政の合理化やI T 環境の普及などの観点を考慮し、無駄のない既存施設等の有効活用も視野に入れつつ、市民の意見を十分に配慮した取組みを図られたい。

■ 都市計画マスタープラン (H20.3)

第4章 全体構想

4. 都市施設整備の基本方針

(6) 公共公益施設整備の基本方針

- ・ 新本庁舎整備については、烏山市街地における配置を図ります。烏山駅周辺の中心市街地を含めたエリアにおけるまちづくりの拠点として有効活用できるような特徴のある整備を目指します。
- ・ 南那須市街地においては、本庁方式移行後の市役所南那須庁舎における支所機能の配置と、市域西部における人口定住・企業誘致等を支援・促進する都市機能として、健康・文化・スポーツ等の多様な利用に供する複合的な施設の整備を検討します。

第5章 地域別構想

2. 市街地のまちづくり構想

(1) 烏山市街地

① 目指すべき市街地像

将来都市構造における「都市活動拠点エリア」として、新本庁舎等の行政機能を含めた都市拠点の配置、駅や公共公益施設の集積を活かし、市全域を対象とした都市活動全般の中核として機能するとともに、安全・安心・快適に暮らせる定住拠点としても機能するエリアの形成を目指します。

③ 整備予定の主な都市機能

- ・ 新本庁舎整備については、行政の中心として位置づけられる烏山市街地における配置を図ります。
- ・ 既存施設の活用等による文化・スポーツ等の拠点機能を確保します。市域レベルにおいては、南那須市街地において中心的な文化スポーツ拠点の配置を検討しており、烏山市街地においては副次拠点としての位置づけをし、地域の文化的活動の場、スポーツや交流の場として機能する拠点形成を目指します。

(2) 南那須市街地

① 目指すべき市街地像

将来都市構造における「都市生活拠点エリア」として、市街地周辺の丘陵の景観に配慮し、福祉・教育・文化・スポーツ・近隣商業などの都市生活を支援する機能の集積を図り、都市基盤が整備された活力と交流に満ちた生活拠点としても多様な機能を有するエリアの形成を目指します。

④ 整備予定の主な都市機能

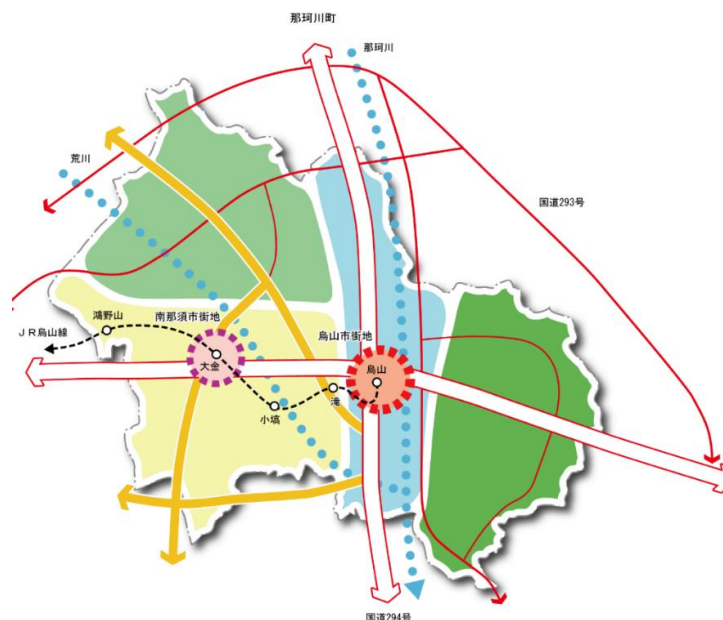
- ・ 生涯学習活動の推進を図るため、市のメインとなる文化スポーツ複合拠点の整備を検討します。
- ・ 行政の副次拠点として、市役所支所機能の配置により市民サービスの維持を図ります。施設としては、現在の市役所南那須庁舎を活用し、行政サービス機能及び地域住民活動の拠点形成を目指します。

■ 第2次総合計画 基本構想 (H30.3)

那須烏山市の将来像

Ⅲ 都市構成及び土地利用の基本的な考え方

3 将来都市構造



烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

◇新本庁舎等の・・都市拠点機能の配置や、JR駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア。コンパクトシティによる居住機能の誘導や豊富な歴史文化資源の活用と併せ、市のシンボルとなるような都市環境を形成していきます。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

◇宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、JR駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア。公共施設の適正な配置や効率的な土地利用の推進などにより、本市の定住促進拠点としての環境を形成していきます。

■ 第2次総合計画 基本計画 (H30.3)

基本目標5 市民と共に築く持続可能なまちづくり

政策5-2 行財政改革の推進

政策の柱5-2-(3) 組織の見直し及び定員管理の適正化

重点施策5-2-(3)① 本庁方式への移行

重点施策の実現に向けた取組

- これまでの、本庁方式に向けての調査研究を踏まえつつ、・・市民の理解を得ながら本庁舎方式に向けた整備を進めます。

那須烏山市庁舎整備等検討委員会（H29.10～H31.3）の主な意見

三橋委員長（宇大 名誉教授）

- ・ 庁舎整備は色々難しい問題はあるが、実現のためには市民の理解が一番大切でこれに尽きる。
- ・ 那須烏山市における庁舎整備のベストの案を皆さんと探って市民に示し、市民の理解を得て決めていくプロセスが大切である。
- ・ 肝心なことは住民の方が庁舎は必要だという合意形成が重要である。 庁舎整備は、首長の選挙の争点になる可能性もあり、場合によっては頓挫するおそれがあり、そういう意味でもじっくり検討し、着実に進める必要がある。

各委員

分庁方式 本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎方式と現在のような分庁舎方式のどちらがよいかといった議論も必要では。
新築・既存 施設活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私の周囲では財政厳しき折、<u>既存庁舎等の活用を図るべきという意見が多い。</u> ・ 烏山庁舎及び南那須庁舎は老朽化しており、年々修繕経費がかさみ、コスト面で問題がある。よって、建替えによる本庁方式への移行が良いと思う。 ・ 県庁南那須庁舎については、耐震工事を実施しているが、建物自体が老朽化している。また、県庁南那須庁舎を市役所として活用する場合には、<u>窓口機能を持たせるカウンターの設置などの改修が必要になる。</u>
庁舎の規模 ・ 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の人口推計を精査して、<u>人口に見合ったコンパクトな庁舎整備を検討すべきである。</u> ・ 物が持つ補助的な機能として<u>シンボル性も必要と考える。</u> 那須烏山市の歴史、文化、市民のアイデンティティを市庁舎で表現し、<u>市民に親しまれることも必要である。</u> ・ 行政機能だけでなく<u>市民が気軽に使える庁舎としての機能が必要である。</u> 庁舎整備にあたっては、<u>那須烏山市としてのシンボル機能を持たせる必要がある。</u> ・ <u>市民にとって庁舎整備の場所は関心が高い。</u> 場所によっては市民生活を左右するので、<u>本庁方式を採用した場合の市民窓口はどうなるのか、といった具体的な部分も明記してほしい。</u> ・ 4つの庁舎を本庁方式とした場合に延床面積が 6,000㎡必要ということだが、<u>4つの庁舎を全部建て替える必要があるのか。</u>
庁舎の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>行政庁舎の立地場所は、まちづくりと一体的に考えていく必要がある。</u> ・ 整備場所については、<u>10年、20年先を考えて選定する必要がある。</u> ・ 建物だけのバリアフリーでなく、<u>周辺道路のバリアフリーも必要と考える。</u> 災害等の発生を考えると集まりやすい場所の検討が必要ではないか。 ・ 立地場所を決める場合には、<u>災害発生の可能性、危険性も評価項目に入れる等考慮されたい。</u> ・ 場所については、<u>土地の取得のしやすさ、用途転用等の許認可等を勘案すると市有地を中心に検討していくことが望ましいのではないか。</u> ・ 庁内プロジェクトチームの評価選定により、<u>中央公園を候補地として選定されたが、検討委員会の委員として候補地の選定は行わないのか。</u> ・ <u>行政的に数値化を図って決めるというのは理路整然としているが、住民感情の面ではもっと説得力や熱意が必要と感じる。</u> 川俣市長になって、<u>まちづくりのグランドデザインという表現が出ているが、それらとの整合や市民との合意形成が必要と考える。</u>

<p>中央公園 の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中央公園における災害対策・防災拠点としての安全性は低いと思う。法面对策は昔の工法でやっており、安全性を踏まえた場合、建て方をかなり考慮する必要がある。また、アクセス道路が狭いし、安全性を考慮すると他の場所も検討した方が良いと思われる。 中央公園へのアクセス道路は、現状で車1台しか通れないが、整備予定はあるのか。 中央公園という場所は、防災面で良いと思う。東側が開けており防災ヘリの発着が容易、面積は約19,000㎡で、避難所、緊急援助隊の集結など面積的にも良い。欲を言えば東西に幅員9m道路を整備して欲しい。そうすれば、状況によって一方通行の避難道路も出来る。
<p>他施設の集約・複合化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の整備を優先するのであれば、整備に合わせて、<u>市民ニーズの高い施設の複合化、公共施設の集約化を図ってほしい。</u> 中央公園の公民館、体育館等の公共施設を集約化する計画はあるのか。 まちづくりのランドデザインに中央公園をはじめとする公共施設の再編が含まれるのか。 ランドデザインを検討していく上で、行政庁舎に別の機能を持たせる複合化などの可能性はあるのか。 新庁舎整備を中央公園にした場合、公民館や体育館等の機能はどうなるのか。 <u>地域包括支援センター、図書館、公民館、体育館はどうなるのかということが知りたいので、ランドデザインの中で示していくとあるが、市民等に示す必要はあると思う。</u> <u>市民との対話や集会の中で、庁舎単体の整備に対して賛成とはいかないのではないかと感じている。例えば公民館や文化会館といった地域の人たちが利用する施設の併設はどうなのか、もう少し市民に説明するときに、先進事例等を踏まえたものとすべきと思う。</u>
<p>南那須庁舎 の跡地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 素案では、<u>市役所南那須庁舎がどうなるのか触れないのか。跡地利用はどうなるのか。住民説明会で質問があるのではないか。</u>
<p>委員会 の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係の委員が委嘱されていないようだが、教育関係者を委嘱してもよかったのでは。 市議会議員が委員になることはあるのか。また、市議会にはどの程度説明しているのか。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設の段階で地元の業者に入ってもらうことで、“地域経済に寄与する”といった方向性も明記する必要があると思う。

庁舎整備検討に係る 中間報告書

令和2年3月30日

那須烏山市議会
庁舎整備検討特別委員会

庁舎整備検討特別委員会中間報告書

1 はじめに

那須烏山市においては、新市建設計画、市総合計画基本構想等で新本庁舎の整備等を計画してきたが、庁舎の位置等、具体的な検討がこれまで進んでこなかった。このような中、平成23年3月には東日本大震災により多くの公共施設が被災し、烏山庁舎・南那須庁舎ともに耐震診断の結果、耐震性が不足するとされ、防災拠点整備の観点からも庁舎整備に係る本格的な検討が始まった。

これを受け、議会では、本市に相応しい庁舎整備のあり方について調査・研究を進めるため、平成30年6月に庁舎整備検討特別委員会を設置し、執行部からの説明や意見交換、各委員における現地調査、隣接する那珂川町の新庁舎の視察研修などに取り組んできた。執行部においては、諮問機関である庁舎整備等検討委員会に庁舎整備基本構想（素案）を諮問し、議会に対しても同素案が提示された。

この中間報告書は、これまで約1年半の調査・研究結果、庁舎整備等検討委員会の答申、執行部において実施した住民説明会における市民からの意見、さらには台風19号による被災状況の検証などを踏まえ、改めて各委員から庁舎整備に関する考え方や意見等をアンケート方式（記名は任意）で集約し、報告するものである。

2 調査研究の経緯

平成30年

- 6月11日 庁舎整備に関する調査研究のため庁舎整備検討特別委員会を設置
 - ・正副委員長の互選
 - ・閉会中の継続調査の申し出
- 9月6日 第1回特別委員会
 - 議題 庁舎整備検討について（執行部説明）
 - 今後の予定について
 - その他

平成31年（令和元年）

- 3月11日 庁舎整備等検討委員会傍聴
- 3月13日 議員全員協議会において庁舎整備基本構想（素案）について説明
- 3月13日 第2回特別委員会
 - 議題 庁舎整備検討について
 - 今後の予定について
 - その他
- 4月9日 第3回特別委員会
 - 議題 庁舎整備検討について（執行部説明）
 - 今後の予定について

その他

5月20日 那珂川町新庁舎視察研修（執行部同行）

内容 庁舎見学

庁舎整備について（庁舎概要、費用、経緯、出張所における窓口業務、
議会のかかわり方、意見交換等）

7月10日 第4回特別委員会

議題 庁舎整備検討について

今後の予定について

その他

8月16日 正副委員長及び議長から市長に各委員の質問事項等を提出

8月27日 第5回特別委員会（秘密会）

議題 庁舎整備検討について（執行部説明）

今後の予定について

その他

9月 4日 庁舎整備に係る質問・意見等の集約（集約作業中に台風19号被災により
～18日 中断）

10月 2日 執行部による住民説明会（12か所）に各委員参加（台風19号被災により
～11月27日 一部スケジュール変更）

11月29日 第6回特別委員会

議題 庁舎整備検討について

その他

令和2年

1月23日 議員全員協議会において住民説明会実施状況の資料配付

2月18日 第7回特別委員会

議題 庁舎整備検討について（執行部説明）

今後の予定について

その他

2月26日 庁舎整備に係る意見等の集約（全委員から提出）

～3月11日

3月25日 第8回特別委員会

議題 庁舎整備検討について

今後の予定について

その他

3月30日 正副委員長及び議長から市長に中間報告書提出

3 庁舎整備に係る意見等について（順不同、意見等は原文のまま）

(1) 新築による本庁方式への移行について（場所はいずれにしても）

①賛成 12人

【判断理由】

- 効率化と融和、統合のシンボルとしてのあり方として賛成。
- 現在の庁舎は古く、耐震、延命工事をしてメリットがないのではないか。
- 本市の行政機能の効率化と諸経費の圧縮を図るためにも、出張所を設けず窓口機能も集約した本庁方式への移行は必要であると考え。
- 現状の庁舎施設の老朽化を見ていると、本庁方式に移行するのであれば、そのタイミングで新築すべき。
- ①市民の利便性向上（ワンストップサービスの充実）、②市の総合計画基本構想、庁舎整備基本構想素案との整合性、③既存施設の耐震性工事との費用対効果、④市中心地の賑わい促進
- 現庁舎の維持管理にかかる年間のコストが算出されており、必要であると判断したため。
- 耐震がされておらず、市民、職員の安全確保のため。
- 行政効率のアップ、経費の削減の為、避けては通れない。合併後間もなく15年が経過してしまっ。現状のままの分庁方式を続ける事は、合併した意味がない。議会としても先送りになるような事は、あってはならないと考える。
- 不要な意見もあるが職員、来庁者の身の安全も大切である。
- 庁舎を一つにすれば経費削減が図れる。但し、南那須に支所を置くのは反対。
- 現在の鳥山庁舎と南那須庁舎は、どちらも老朽化している。また両庁舎とも耐震性に問題がある。行政の効率化を図るうえでも本庁方式にするべきと考える。
- 賛成するものの、急ぐ必要は無い。いずれ新築すべきとの意見。

②反対 2人

【判断理由】

- 現時点では、那須南病院の改修、保健衛生センターの建て替えや水害の対応を優先すべき。そのあとの案件と思います。そのあとなら新築に賛成する。
- 庁舎新築、那須南病院大規模改修、一般廃棄物処理施設建設の大きな費用に加えて難易度の高い公共施設統廃合計画の進展状況によっては今後毎年十数億円不足すると見込まれることを考慮すると多額の新築方式は断念すべきと考える。費用大の新築方式でなく現有建物を補強活用し最小費用で対応することが最善策と判断する。

③その他 3人（無回答1人、賛成・反対どちらともいえない1人、判断できない1人）

【判断理由】

- 執行部案が提示されてからで良い。上水道及び下水道処理場の抜本的な水害対策が必要不可欠である。
- 市執行部の建設位置の方針が決まっておらず、広域行政の衛生センター用地取得建設、那須南病院の建て替えと最重要問題を控えている中で、今後の財政運営の見通しも明確でないのに新築だの本庁方式への移転だのに回答できない。

(2) 新庁舎の整備時期について

①合併特例債の期限内に整備すべき 7人

【判断理由】

- 利用できる財源を活用すべき。タイミングを逃すと実行出来なくなると考える。
- 既に住民説明会も実施されており、早急に建設地の決定をすべきと考える。これ以上期間を要しては、決まるべきものも決まらず、行政能力、我々議員の資質を問われる。市民に不安を与えるだけと考える。合併特例債は、他の利用方法もあるかもしれないが、庁舎建設が喫緊の課題であり、期限内に整備すべき。
- 新築本庁方式が多数決で決まった場合には有利な合併特例債の期限内に整備し、市負担額を最小限に抑え込むべきと判断する。
- 有利な合併特例債を活用するのは、当然の事ではないだろうか。特例債がないとなれば、その分をどう手当てするのか。当初計画以上の基金の積み増しは、可能とは思われない。
- 合併特例債の期限内に整備すべきとは思いますが、庁舎の位置については慎重に検討すべきと考える。

②期限にこだわらず慎重に検討すべき 10人

【判断理由】

- 市民との対話が十分なされていない。議論を重ね収斂させていく過程が不十分。融和、統合のシンボルのなかに、反目の芽を孕む予兆が懸念される。
- 南那須広域行政の病院は、早急に改築または新築の時期に来ているとの事、衛生センターも同じである。優先順位としても、こちらの方が先なのではないか。
- あまり拙速に進めると多くの市民から理解が得られない。
- 合併特例債は今までもその大部分を道路整備に利用してきた経緯もあり、庁舎整備への適用にこだわらず、本市に必要な他事業への活用も検討し、新庁舎整備に関しては市民からも様々な意見が寄せられていることから時期に固執せずに慎重に議論すべきである。
- 合併特例債を活用することは大切であるが、庁舎だけが公共施設ではないのもっと考えるべ

きではないかと思う。

- 水害に強い庁舎を建設するためにしっかり調査すべきである。
- 合併特例債残額は、庁舎建設に当てるものではありません。期限内に他事業に有効活用すべき。
- 南那須地区ごみ処理センター、那須南病院を優先すべきである。
- 市民の多くが心配しているこれからの人口減少が進行し、さらなる高齢化が進む本市において財政運営も厳しい中、将来の見通しも不明確な中で安易な方針を出すべきでない。

(3) 庁舎整備に際しての条件及び自由意見等

- 広域事業も喫緊の課題である。プライオリティを明示すべき。
- 本市の地理的な事情を考慮すれば中心である神長が市民全体の利便性等を鑑みても候補地として相応しいとの意見が多く、また、市民の生活の動線は国道294号の縦の動きより、県庁所在地の宇都宮へ通じる県道10号の方が太い。今後、市庁舎に複合施設としての機能も内包し、防災拠点としての庁舎整備を目指すのであれば、現消防庁舎の近隣がやはり望ましい。しかし、現在の中央公園内に在る公共施設の代替案も具体的に提示されず、複合施設化といっても何をどのように、どれくらいの規模で併設するかについても提案も議論も進んでいない。重ねて、将来の人口規模や情報技術化に伴う庁舎内の事務・窓口業務の縮小なども考慮されておらず、現在の庁舎整備の素案からは、30年後の那須烏山市を展望したビジョンが感じられない。更に差し迫る病院改修や衛生センターの建て替えに関しても並行して議論が必要であり、新庁舎整備についての最終的なトータルの予算概要への見通しも含めた検討と提案が本来なされるべきではないだろうか。
- 早く方針を定めることを希望。前回のアンケート（災害発生で集約作業中断）にも記したが、他の公共施設の再編も組み入れて頂きたい。那須烏山市の将来を考えた時には、避けて通れない問題であると思うので、改めて庁舎整備をスピード感を持って取り組んでほしい。
- 庁舎整備に関して、このような混乱を招いたのは、執行部の新聞発表の仕方にあると考える。（すでに建設地が中央公園に決定したような記事が出たため、反感を招いた）
個人が住宅を新築する場合、金融機関から住宅ローンを長期で借りて返済する。新庁舎建設も理屈は同じ。個人が住宅新築する場合、家族が間取り等を話し合う時が楽しいものだ。（父親、母親、子供の立場で意見を出し合う。）新庁舎も、市民のワクワク感を持ってもらうためには、具体的な建物の構造（多機能面、他公共施設との複合化等）を早くから示すべきだった。将来的な人口減少、財源不足等の市民の不安を払拭できたのではないか。例えば、議場は年4回しか使わないのであれば、議会が開催されていないときは、コンサート会場や発表会の場所として提供できるような作りにする。
- 庁舎整備に際して多額の予算を投資しなければならないため、多くの市民からしっかりとしたプランが必要であるとの意見をいただいている。本市の少子高齢化率は毎年加速していることを考えると、選択と集中といわれているが庁舎が最優先なのか議論が不足しているのではないか。建設候補地に関しては、中央公園に加え神長が候補地となった。ただの候補地にならないためにも、しっかり調査研究をして示して欲しい。

○一般質問でも申したが、広域的な連携を協力し、一市だけでなく、広域的な考えをもっていたきたい。

○◇新築本庁方式が多数決で採択された場合の建設場所について

中央公園、神長の両案については総合的に有利と判断できる場所で良いと思う。但し、原案の評価方式については疑問に思う点があるのも事実。南那須地区の意見は南那須庁舎活用か神長地区が多いのが現実。

◇どんな新築庁舎にすべきか

場所の問題も大切だがどんな庁舎にすべきかがさらに大切だと思う。

- ・費用捻出に関しては、一般廃棄物処理施設建設を最大限引き延ばし、可能であれば塩谷広域他に依頼し建設を中止し従来同様基金については毎年積み上げておく。塩谷広域他の更新時期に我が広域が塩谷広域他も含めた設備能力の設備を新築することで当面の費用発生を0にして新庁舎建設費用に充てることが得策。できれば香川県三豊市方式にして燃やさない方式にすべき。

- ・捻出した費用の有効活用案について

議場を工夫し市民の要望が多い市民ホールと兼用する方式の採用や庁舎内通路やホールを工夫して展示会場兼民俗資料館、図書館分館の窓口業務などを併設する費用に充てること。但し、水道庁舎や保健福祉センターなどは活用するが防災センター機能は全面的採用の仕様にすべき。

○当初、私は栃木県南那須庁舎を、再利用すべきと考えていたが、急傾斜地崩壊の危険性、施設の老朽化を再考した結果、新築やむなしとの結論に達した。現在、庁舎以外にも多くの公共施設が老朽化して、使用に耐えられないものも数多くある。中央公園にある烏山体育館、公民館については、烏山地区の多くの市民が利用している施設であり、以前にも申し上げているとおり庁舎だけでなく、烏山地区市民の要望の多い公民館（できれば体育館）の複合施設の整備を、早急に実施すべきである。

○庁舎整備基本構想素案には、庁舎の位置の候補地とその評価が提示されているが、烏山中央公園と県南那須庁舎以外の候補地は本庁舎を建設するには、想定している本庁舎6,000㎡と一般駐車場及び職員駐車場等の面積を考慮すれば、現実的では無い位置である。市の上位計画や今後のコンパクトシティ等を考慮すれば、烏山中央公園になるのは行政手法から必定であろう。しかし烏山中央公園の土地の形状は北南に向けての三角地形であり、東側は崖地であり周囲は住宅密集地である。また数年前には延焼火災があったことは記憶に新しい。

昨年行われた庁舎整備等の住民説明会においては、市民から市の中心部に位置する神長地区にとの要望があり、執行部は神長地区についても検討することとしている。新たに土地を求めるとすれば庁舎建設に掛かる費用も嵩むが、現在試算している庁舎建設の1㎡50万円の価格設定を40万円にすれば6億円削減できるのではないかと。防災本部としての本庁舎建設であれば広域の消防本部も隣接していることも考慮して検討すべきではと思う。主要道路から眺望することも評価項目として考えてはどうか。烏山中央公園ありきではなく柔軟な発想で再考願いたい。併せて複合施設も含めて具体的なビジョンと費用等についても提示されるようお願いしたい。

○◇中央公園を本庁舎とした場合の課題について

- (1)公共施設の解体移設だけで「健康管理センター、泉町自治会館、烏山武道館、同弓道場、烏山公民館、同体育館、烏山彰徳神社」があり、莫大な費用を要すること。
- (2)更に、庁舎建設の為の道路新設に要する事業費の中には、用地取得費、物件移転費が含まれるが、総額いか程必要か。
- (3)新庁舎への道路計画では、南那須方面からの利便性を考慮されていないこと。現在烏山公民館等を利用する場合、越雲書店先を右折する道路を利用しているが、それが最短距離であり、それを拡張すべきである。道路工事延長も短距離で済むことから、事業費の縮減につながる。計画されている新設道路は、南那須方面からでは遠回りになり、烏山住民の一部の利便につながるのみであること。
- (4)本庁舎は「災害対応の要」となることから、その災害時に下水道施設が水没するとあつては、機能不全に陥る恐れがあること。

◇新庁舎整備に要する総事業費にいか程必要か。

過去の公共施設事業の中で、野上小改築、武道館建設費は、当初説明から大幅に増額した。このように多額の事業費増額は許されるものでないこと。確かな事業費総額を算出すべきである。(野上小4千万円→2億4千6百万円、武道館3億4千万円→5億7千万円以上)

◇庁舎面積について

今や人工知能A I の時代が到来し、5年後には知的事務事業までA I が登用される。そこで、市職員の削減が必要になり、それに応じた庁舎面積を考慮し、事業費縮減を図ること。

◇本庁舎位置を神長地区にすることについて

神長とするなら、南那須に支所を置く必要がなく、経費節減につながる。但し、その用地取得ができるか。造成費を含めた費用等に課題があること。但し、中央公園を庁舎とする場合の諸費用程、掛からないと思われる。

◇本市が抱える当面の大規模事業「本庁舎、那須南病院、衛生センター」の建設順位と財政計画を早急に決める必要があること。

4 おわりに

この中間報告書は、これまでの調査・研究を踏まえ、現時点における各委員の考えや意見等を集約したものである。位置はいずれにしても、新築における本庁方式への移行については、委員17人のうち12人が賛成と回答している。一方、整備の時期については、合併特例債の期限にこだわらず慎重に検討すべきとする回答が10人いることから、今後も、庁舎の位置、南那須広域行政事務組合における保健衛生センター及び那須南病院の整備等を踏まえた長期的な財政計画、防災拠点としての機能強化、複合機能の具体化など、上記の意見を参考として市民にも十分理解が得られるよう慎重に整備計画を進められたい。